

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

札幌市土地区画整理事業施行規程（昭和35年条例第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第22条第1項中「当該清算金を分割徴収し、又は」を「徴収清算金を分割徴収し、又は交付清算金を」に、「当該清算金には」を「当該徴収清算金又は交付清算金には」に改め、同項第1号中「年2.4パーセント」を「換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る貸付金の償還期間が5年以内であつて、据置期間が設けられておらず、かつ、その償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。）に係る利率と同一の利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）」に改め、同条第7項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。
- (2) 第25条に後段として次のように加える。

この場合において、第22条第1項第1号中「換地処分の公告の日の翌日」とあるのは、「仮清算金の額の決定の日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に分割納付が認められた徴収清算金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

（理 由）

清算金を分割徴収する場合の当該清算金に付すべき利子の利率を変更するとともに、当該利率を変動利率とする等のため、本案を提出する。